宇和島市子育て世代活動支援センター運営業務プロポーザル実施要領

１　目的

この実施要領は、宇和島市子育て世代活動支援センター運営業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる受託候補者をプロポーザル方式により特定するために必要な事項を定めるものとする。

２　業務概要

（１）　業務名

宇和島市子育て世代活動支援センター運営業務

（２）　業務内容

仕様書のとおり

（３）　業務期間

令和９年４月１日から令和 14 年３月 31 日まで

（４）　提案限度価格

①　総額（履行期間 60 か月分総額）

１７３，５８０，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

②　月額

２，８９３，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

※賃金水準又は物価水準による変動について、委託料等の変更を申し出ることができることとする。変更額は、客観的な指標を用いて算出するものとし、受託事業者が提出する実施計画書及び収支予算書に基づき、市と受託事業者が協議の上決定するものとする。

３　実施方式

公募型プロポーザル方式

４　参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たす者であること。

（１）宇和島市内に主たる事務所を有する社会福祉法人で、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条に規定する保育所を運営し、同法第６条の３第６項に規定する地域子育て支援拠点事業の運営実績を有すること。

（２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当しない者であること。

（３）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定によ

る更正計画認可の決定を受けている者を除く。）。

（4）宇和島市建設工事等請負業者選定要綱（平成 17 年告示第 12 号）に基づく入札参加資格の認定を受けている者であること（参加申込書提出時に併せて入札参加資格登録申請をしても可）。

（5）宇和島市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成 17 年告示第 97 号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者であること。

5　実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施する。

1．公募型プロポーザル実施の開始	令和８年 11 月２日（月）
2．実施要領等に関する質疑受付	令和８年 11 月 11 日（水）まで
3．実施要領等に関する質疑回答	令和８年 11 月 16 日（月）
4．参加申込書の提出期限	令和８年 11 月 24 日（火）まで
5．参加資格の審査結果の通知	令和８年 11 月 30 日（月）
6．提案書等の提出期限	令和８年 12 月 14 日（月）まで
7．プレゼンテーション・ヒアリングの実施	令和８年 12 月下旬予定
8．審査結果の通知	令和８年 12 月下旬予定
9．審査結果の公表	令和８年 12 月下旬予定
10. 契約の締結	令和９年３月１日(月)

6　参加手続

（1）　実施要領・仕様書等の配布

①　配布期間

令和８年 11 月２日（月）から令和８年 11 月 24 日（火）まで

②　配布方法

宇和島市ホームページに掲載するほか、宇和島市保健福祉部こども家庭課（以下「担当部署」という。）において配布する。

（2）　質問の受付及び回答

①　実施要領等に係る質問は、「宇和島市子育て世代活動支援センター運営業務プロポーザル質問書（様式１）」によるものとし、担当部署へ電子メールにより提出すること。なお、提出後には必ず電話により受信確認を行うこと。

（問合せ先は「13　担当部署・問合せ先」参照）

②　提出期限

令和８年 11 月 11 日（水）17 時まで

③　回答方法

令和８年 11 月 16 日（月）17 時までに宇和島市ホームページに掲載する。

（3）　参加申込書の提出

①　提出書類

ア 参加申込書（様式２）

イ 法人概要（様式３）

ウ 添付書類（参加資格を証明する書類等）

② 提出期限

令和８年 11 月 24 日（火）まで

③ 提出先

「13　担当部署・問合せ先」参照

④ 提出部数・方法

原本１部（持参又は郵送、提出期限必着とする。）

併せて電子データでも提出すること。

⑤ 参加資格確認結果

参加申込書提出者に対し、参加資格審査結果を文書にて通知する。

（４） 企画提案書等の提出

本プロポーザルの参加者は次により提案書等を提出するものとする。

① 提出書類

ア　提案書表紙（様式５）

イ　企画提案書（様式６）

子育て世代にとって魅力的な施設となることをテーマとし、次の機能・役割を実現することができる内容であること。

・子育て世代活動支援センターの管理運営
・児童の遊びに関すること
・乳幼児及び親子（妊婦を含む）の子育て支援に関すること
・地域の子育てに関するボランティアや人材の育成及び支援に関すること

ウ　見積書（様式７）

見積書には、総額及び月額（消費税及び地方消費税を含む。）を記載するとともに、可能な限り詳細な見積内訳書（任意様式）を添付すること。

② 提出期限

令和８年 12 月 14 日（月）17 時まで

③ 提出先

「13　担当部署・問合せ先」参照

④ 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着とする。）

⑤ 提出部数

原本１部

併せて電子データでも提出すること。

（５） プレゼンテーションの実施

提出された提案書等についてプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

① 実施日時・場所（予定）

日時：令和８年 12 月下旬

場所：宇和島市役所内

② 所要時間（予定）

プレゼンテーション：20 分以内

質疑応答：10 分程度

③ その他

ア　プレゼンテーションの順番については、原則、提案書等を受け付けた順とする。

イ　プレゼンテーションでスライドやパワーポイント等を使用する場合は、事前に報告すること。また、使用するパソコン等の機器は各参加者で用意し、プロジェクター及びスクリーンは市で用意する。

ウ　やむを得ない事情等により、WEB 会議によるプレゼンテーションに変更となる場合がある。その場合は、本市が設定する WEB 会議に参加すること。なお、WEB 会議参加に必要な端末やアプリケーションの設定、インターネット環境については、参加者にて手配すること。

エ　詳細については、後日、別途通知するものとする。

7　受託候補者の特定

（1）　審査方法

審査は、別に設置する宇和島市子育て世代活動支援センター運営業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）が、提出された提案書等とプレゼンテーションの内容を評価基準に基づき審査する。

（2）　評価項目及び評価内容

別表「宇和島市子育て世代活動支援センター運営業務プロポーザル評価基準」のとおりとする。

（3）　受託候補者の特定

審査の結果、最も優れた提案として評価した者を受託候補者として特定する。ただし、受託候補者はあらかじめ定めた最低基準点を満たしている者とする。なお、参加業者が１者でも審査を行い、最低基準点を満たしていれば受託候補者として特定する。

8　審査結果

審査結果は特定後、参加者全てに文書で通知するものとする。なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けない。

9　審査結果の公表

審査結果は、宇和島市ホームページにおいて公表する。

なお、公表の内容は以下のとおりとする。

①　受託候補者の名称

②　全参加者の名称（五十音順）

③　全参加者の点数（得点順）

※参加者が２者の場合、次点者の点数は公表しない。

10　契約に関する事項

受託候補者と市が協議し、業務委託に係る仕様書を確定させたうえで契約を締結する。仕様書の内容は提案された内容が基本となるが、受託候補者と市との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、契約金額が本プロポーザル時に提出した見積額と異なる場合がある。なお、受託候補者と市との間で行う仕様書の確定につ

いて、協議が整わなかった場合には、審査結果において順位が次点の者と協議を行うこととする。

11　提出書類の取扱い

（１）　提出された全ての書類は返却しない。

（２）　市から指示がある場合を除いて、提出後の差し替え、記載内容の変更及び追加資料の提出は認めない。

（３）　提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。

12　留意事項

（１）　失格事項

参加申込書、提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提案書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

①　提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合

②　提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合

③　実施要領等で示された提出書類について、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

④　審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

⑤　説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

⑥　見積金額が実施要領に示す提案限度価格を超える場合

⑦　実施要領等に違反すると認められた場合

⑧　前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

（２）　その他留意事項

その他の留意事項は次のとおりとする。

①　提案書等の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、参加者の負担とする。

②　緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。

③　複数の提案はできない。

④　参加申込書の提出後又は提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式８）を提出すること。

⑤　提案書の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属する。ただし、市が受託候補者の特定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。また、情報公開請求があった場合は、宇和島市情報公開条例（平成２２年条例第２５号）に基づき公開する場合がある。

13　担当部署・問合せ先

所 在 地：〒798-8601　愛媛県宇和島市曙町１番地

担当部署：宇和島市保健福祉部こども家庭課こども育成係　担当：小松・那須

電話番号：0895-24-1111（内線 2108・2138）
FAX 番号：0895-24-1160
E－mail：kodomoka@city.uwajima.lg.jp